

大切な お知らせ

NHKのお手続きはお済みですか？

有料老人ホーム等のお部屋に個別で受信設備(テレビ等)をご設置された場合は、一般のご世帯と同様に放送受信契約のお手続きが必要となります。

有料老人ホームに入居したのですが
どんな手続きが必要なのか
わかりません

もう住んでない家に
受信料の振込用紙が
届いているが、
どうしたらいいの？



- 入居に伴い必要なお手続きや、各種割引・免除の適用条件は、状況によって異なります ●
ご家族や施設管理者様ともご相談のうえ、各種お手続きをお願いいたします。

裏面の「入居者様に必要なお手続きについて」をご確認ください

お手続き
簡単確認！

入居者様に必要なお手続きについて

NHK

部屋にテレビを設置していますか？

Yes

施設入居前の家で受信契約がありますか？

Yes

施設入居前の家に
ご家族等がお住まいですか？

Yes

新規契約のお手続きが必要

※ご自宅と同一生計の場合は
「家族割引」制度がございます

No

住所変更

のお手続きが必要

No

新規契約

のお手続きが必要

Yes

NHKへご相談ください

※状況により、必要なお手続きが異なります

No

お手続き不要

障害者手帳をお持ちなど
受信料免除基準*に該当
する可能性のある方は
自治体窓口で適用条件の
確認と免除申請を
お願いします

オレンジ色のお手続きは
「NHK受信料の窓口」で
ネットからお手続きいただけます
<https://www.nhk-cs.jp/iushinryo/>



*詳細な受信規約や免除基準、よくある質問についても「NHK受信料の窓口」でご案内していますのでご確認ください。

お問い合わせ先

NHKふれあいセンター(ナビダイヤル) 0570-077-077

※IP電話等で上記の電話番号がご利用になれない場合 050-3786-5003(有料)

※混みあってつながりにくい場合は時間をあけておかけ直してください

受付時間：午前9時～午後6時
(土・日・祝日も受付)